



明細書作成課題レポート作成要領

弁理士 遠山 勉

知的財産協会関東C8B

(1) 発明の静的分析(事実認定)

社会的客観的事実としての発明(実施例)の構成を確認する作業(A4の紙を3枚用意し、それぞれ、目的・講師・効果と題し、静的分析結果を記載する。)

(2) 発明の動的分析(評価)

静的分析結果を基に、技術的思想としての発明を法的に構成する(静的分析結果を示す上記3枚の用紙に、分析結果を付加する。静的分析結果と動的分析結果が区別できるように記載する。静的分析結果の用紙と別の用紙を用いてもよいが、静的分析結果の用紙に朱書きで動的分析結果を記載してもよい。)

(3) クレームの作成

動的分析結果を基に、発明特定事項を選択し、クレーム案を作成する(テキストに記載した「文章化技術」を参考に、適切な表現に従ってクレームを特定する。)

(4) 明細書の骨子(レジュメ)作成

テキストに記載した「明細書ストーリー」を参考に、明細書の各項目に記載すべき事項を特定し、発明開示のレジュメを作成する。

(5) 特記事項

レポート作成にあたって、特に注意した点や、着眼した点、工夫した点、あるいは、作成にあたりとまどった点などを記載して下さい。

各グループ毎にグループ名(例:チームXXなど)を付し、レポートを提出して下さい。レポートは、印刷して下記に郵送して下さい。送り状にはグループ員のお名前も付して下さい。なお、封筒の表書きに、「関東C8B課題レポート在中」と記載して下さい。

〒103-0004

東京都中央区東日本橋3-4-10

アクロポリス21ビル6階

秀和特許事務所 弁理士 遠山 勉 宛